

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年6月14日京都市条例第 3 号）（行財政局財政室）

京都市持続可能な行財政審議会が所期の設置目的を達成したため、廃止することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2京都市持続可能な行財政審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局財政室)